



Q 高校生の子どもが学校で、鳥取県の最低賃金が変わると聞いてきました。4日から1時間693円が、会社からは何も説明に改正されました。



A 鳥取県内の事業所で働く全ての労働者には「鳥取県最低賃金」(一部の産業は特定最低賃金)が適用され、今年の10月4日から1時間693円に改正されました。

鳥取県最低賃金は1時間693円に

(10月3日までは677円)
事業主には、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲や最低賃金額、および最低賃金に算入しない賃金や効力発生年月日を、常時見やすい場所に掲示するなどの方法で従業員に周知する義務があります。まずは会社に確認してください。

最低賃金は1時間あたりの金額なので、月給制の場合には月給額を1カ月あたりの平均所定労働時間で割った金額と比較します。例えば月給が12万円で1カ月当たりの平均所定労働時間が174時間の場合には、12万円÷174時間＝690円となり、693円に満たないので、10月4日以降は最低賃金法違反となります。

最低賃金の計算から、最低賃金の計算から賞与、時間外割増賃金、通勤手当などは除かれるので、月給にこれらが含まれている場合にはこれらを引いた金額で計算します。

最低賃金未滿の賃金しか支払っていない場合には、事業主は労働者に対してその差額を支払わなければなりません。詳しくは鳥取労働局または最寄りの労働基準監督署まで問い合わせてください。

鳥取労働局労働基準部賃金室 電話 0857-29-1705